

広島県告示第二百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和八年三月十九日までの間、縦覧に供する。

令和八年三月五日

広島県知事 横 田 美 香

一 道路の種類

県道

二 路線名

矢野安浦線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
安芸郡熊野町中溝一丁目三九九八番一地从先から 安芸郡熊野町中溝三丁目三九八一番五地先まで	七・六〇〇 一・〇〇〇	七・六〇〇 一・〇〇〇	一三二・〇〇〇	一三二・〇〇〇	拡幅